

## 10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、学則第2条において「教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行いその結果を公表するものとする」と定めている。併せて、第2条の2において、「本学の教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況について、学校教育法施行令に規定する期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする」（資料10-1）と定め、本学における諸活動の総合的な状況についての点検・評価とその結果を公表することによって、社会に対する説明責任を果たす取組みに努めている。

大学および各学部の自己点検・評価については、規程に基づき、全学的な自己点検・評価を行っている。2002年6月に、両学部を含めた全学的な自己点検・評価に取組み、その結果を『敬愛大学 自己点検・評価報告書 2002』と題する報告書として公表し、これを大学基準協会に提出することにより、「正会員」としての加盟承認と認証評価による「適合」の認定を受けた。その後、2007年にも、大学基準協会の認証評価を受け、2008年3月に2回目の大学基準「適合」の認定を受けている。これについては、『敬愛大学 自己点検・評価報告書 2007』（資料10-2）として刊行するとともに、大学Webサイトにて公表した（資料10-3）。

情報公開に関しては、「学園報」（教職員対象）（資料10-4）、「教育後援会報」（資料10-5）、「敬愛スポーツ」（資料10-6）、「教職への里程」（資料10-7）等の大学機関誌・紙（在学生および保護者、卒業生対象）、大学・千葉敬愛学園のWebサイトにおいて、教育研究に関する基礎的な情報、修学支援・学生支援・就職支援に関する情報（資料10-8）および財務状況に関する情報（資料10-9）について公開している。また、情報の公開請求に対しては、開示請求があれば対応する方針であり、請求による開示項目を公開している。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学において内部質保証を担保するシステムを構成しているのは、①学校法人の「寄附行為」（資料10-10）、②「内部監査規則」（資料10-11）、③大学の「自己点検・評価委員会規程」（資料10-12）である。

本学園では、寄附行為第29条において年次ごとの予算および事業計画の議決について定めている。本学全体および各部署の教育・研究・管理運営・社会貢献等の活動は、年度ごとに予算および事業計画を策定し、評議員会の議を経た上で、理事会の議決を経て決定される。また、寄附行為には、監事の設置と職務を定めており、監事は事業計画に基づく本学の業務と財産の状況を監査している。

## 10. 内部質保証

次に、学校法人の「内部監査規則」では、管理運営の実態を把握し、適正な業務運営を図るため、監査の計画・実施および報告に関する基本的事項を定め、業務の円滑かつ効率的な運営と不正防止に資する取組みを課している。監査は、理事長によって指名された監査委員によって、財務監査および業務監査事項について定期的もしくは臨時的に行うこととなっており、監査委員によって指摘された改善事項について、改善措置を受けた当該部門の責任者は、講じた措置を速やかに常務理事会に報告するシステムとなっている。

また、本学では「自己点検・評価委員会規程」を1994年に定めたが、その後2002年、2008年、2009年と3回の改正を行い、自己点検・評価の恒常的な改善に努めてきた。とりわけ、国際学部の稲毛キャンパスへの移転による両学部の学舎統合が完了した2009年度以降は、自己点検・評価の実質化に努めるため、学長を委員長とする全学的な自己点検・評価委員会を年度ごとに定期的開催することで、教育研究部門および管理運営部門の現状と課題について検討を行い、そこから洗い出された改善課題について大学評議会、各学部教授会、事務局に報告することで情報の一元化を図るとともに、教育研究水準の向上と管理運営体制の健全化に向けた共通認識の形成と教職員への協力要請を図っている。自己点検・評価は、教職員が大学の現状と課題に対して当事者意識と共通理解を深めるなかで実行される取組みであるが、本学においては全学的な自己点検・評価を改善・改革に繋げていくためのシステムが確立されつつある。

なお、以上に加えて、自己点検・評価を担保する役割を果たしているのが「ファカルティ・デベロップメント (FD) 委員会」(資料10-13) および「スタッフ・デベロップメント (SD) 委員会」(資料10-14) である。FD委員会においては、FD活動の実質化を推進するために、教務部委員会と連携しながら、①FD活動に関する啓蒙的な講演会・研修会の企画、②授業内容・方法の改善による授業力・教育力の向上に関する情報提供、③「学生による授業アンケート」の企画、④教員相互の授業参観の企画、⑤本学教育の質的向上に向けた調査研究と諸施策の企画、等に取り組んでいる。また、SD委員会においては、事務職員の「教育研究に関する環境・条件の整備」および「学生への教育支援」に関する能力・資質を向上させるための研修会等の運営について審議しており、教職員一体となって教育研究環境の改善と大学教育の質的向上に取り組んでいる。

教職員のコンプライアンス意識の徹底を図るために、本学では個人情報保護に関する「基本規程」(資料10-15)、「個人情報保護ガイドライン」(資料10-16)、「プライバシーポリシー」(資料10-17)「情報システム管理・運営細則」(資料10-18)、等を定め、各種の会議、研修会等を通して啓蒙活動が行われている。

このほか、各種ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント)の防止に関しては、学校法人の「ハラスメント防止規程」(資料10-19)が定められており、防止に向けた「ガイドライン」(資料10-20)も作成されている。また、これと併せて、ハラスメント防止に関する啓発指導のための研修会も行われている(資料10-21)。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

教員個人レベルとしての自己点検・評価活動は、各学部で年度ごとに課している「教員研究活動報告書」の提出がある。同報告書は両学部の研究紀要（経済学部『研究論集』（資料10-22）、国際学部『国際研究』（資料10-23））に掲載されており、これによって教員の研究活動に対する自己点検・評価の機運は高まりつつあるが、学生に対する教育、大学運営、社会貢献に対する自己点検・評価は、現状では可視化されたものとはなっていない。教員の研究活動に加えて、教育活動、大学運営および社会貢献に対する自己点検・評価の内容をデータベース化して学内外に情報公開するシステムの構築が、今後の課題となっている。

組織レベルの自己点検・評価活動については、全学的に実施している「学生生活実態調査」（資料10-24）において、本学学生の生活の状況、学生生活への期待とその達成度、大学生活全般に対する要望や意見、学生生活についての満足度を調査・解析し、このデータを基に学生生活環境の改善策を検討し、学生の満足度の向上に繋げるためのPDCAサイクルの構築をめざしている。

部署単位の自己点検・評価活動では、メディアセンターが毎年『年次報告書』（資料10-25）を刊行し、各種のデータを基に自己点検・評価を継続的に行い、「地（知）の拠点」となり得る大学のメディアセンター（大学図書館）としてのあり方を探求している。

本学の内部質保障システムのあり方に関して、現状では評価機関による大学評価以外に学外者の意見を定期的に聞く機会が設けられていない。

本学は、これまで文部科学省や外部認証機関からの指摘事項に対して、その指摘事項の内容を全学的な共通理解とするため、各学部、事務部に伝達し、内容別に各担当部署で対応策を検討してきた。前回の2007年の認証評価申請に対しては16項目の助言について、2011年に「改善報告書」を提出し、指摘事項の改善に努めたところである（資料10-26）。

## 2. 点検・評価

### ●基準の充足状況

大学の諸活動について全学的な自己点検・評価を行い、その結果を広報誌、Webサイト等で大学内外に公表、情報公開している。また、内部質保証を担保するシステムを整備するとともに、システムの機能化にも努めており、同基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

- ・自己点検・評価に関する諸規定が整備され、それに従って組織的に自己点検・評価を行う体制が確立されつつある。
- ・FD委員会および教務部委員会を中心に、教育活動の点検を定期的に行い、授業の内容・方法の改善、教育の質の向上に向けた取組みに努めている。

## 10. 内部質保証

### ②改善すべき事項

- ・教員個人の自己点検・評価は実施されているが、主に研究活動を対象としたものであり、学生に対する教育、大学運営等については自己点検・評価の対象となっていない。
- ・大学全体の自己点検・評価は実施されているが、メディアセンターを除いて、部署単位での定期的な自己点検・評価は必ずしも実施されていない。
- ・学外者からの意見を集約し、内部質保証に反映するシステムについての検討・実施が行われていない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

- ・自己点検・評価の結果を改善・改革に連動させるためのPDCAサイクルの確立に向けて、教職員の更なる意識改革に組織的に取り組む。
- ・FD活動の実質化・活性化を図り、SD活動とも連動させながら教職員の意識の向上と教育力の充実に結びつけていく。

### ②改善すべき事項

- ・教員個人に対する評価システムの在り方を検討し、大学として統一的な教員評価システムを構築する。
- ・大学内の各部署において組織的に自己点検・評価を行い、それを「年次報告」として刊行することを通して全学的な自己点検・評価に繋げる。
- ・学長直轄の組織において、情報公開請求に対する対応策や学外者の意見を内部質保証に反映させるシステムについて検討を行い、具体的方策を決定する。

## 4. 根拠資料

- 10-1 敬愛大学学則（既出 資料1-1）
- 10-2 敬愛大学 自己点検・評価報告書 2007（既出 資料2-5）
- 10-3 敬愛大学ホームページ「大学評価・認証評価」  
<http://www.u-keiai.ac.jp/outline/appraisal/index.html>
- 10-4 学園報 臨時113号 2013.7.1（既出 資料2-4）
- 10-5 キャンパスと父母をつなぐ会報誌『Keiai Univ.』No.46（教育後援会報）
- 10-6 敬大 SPORTS Vol.11
- 10-7 敬愛大学教職課程年報『教職への里程』（既出 4(3)-25）
- 10-8 敬愛大学ホームページ「教育情報の公開」  
<http://www.u-keiai.ac.jp/outline/koukai/index.html>
- 10-9 千葉敬愛学園ホームページ「財務情報」

## 10. 内部質保証

<http://gakuen.u-keiai.ac.jp/finance/index.html>

- 10-10 学校法人千葉敬愛学園寄附行為 (既出 資料9(1)-2)
- 10-11 千葉敬愛学園内部監査規則 (既出 資料9(2)-14)
- 10-12 敬愛大学自己点検・評価委員会規程
- 10-13 敬愛大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程 (既出 資料3-11)
- 10-14 敬愛大学・千葉敬愛短期大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 規程 (既出 資料9(1)-20)
- 10-15 学校法人千葉敬愛学園個人情報保護基本規程 (既出 資料7-12)
- 10-16 個人情報保護ガイドライン (既出 資料7-13)
- 10-17 学校法人千葉敬愛学園プライバシーポリシー
- 10-18 学校法人千葉敬愛学園情報システム管理・運営細則
- 10-19 学校法人千葉敬愛学園ハラスメント防止規程 (既出 資料6-6)
- 10-20 学校法人千葉敬愛学園ハラスメント防止ガイドライン (既出 資料6-7)
- 10-21 平成25年度千葉敬愛学園・長戸路学園教職員合同研修会報告書 (既出 資料9(1)-21)
- 10-22 敬愛大学経済学会『研究論集』第84号
- 10-23 敬愛大学国際学部『国際研究』第26号
- 10-24 学生生活実態調査『現代大学生の生活と意識 2013』
- 10-25 平成24年度メディアセンター年次報告書
- 10-26 自己点検・評価「改善報告書」2011 (平成23) 年

## 10. 内部質保証